

最も基本的な交通ルールを無視した無謀な運転による悪質・重大な死傷事犯

規範

社会通念

合理的

相当な

因果関係

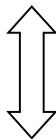
● なぜ危険運転致死傷罪が必要なのか？の議論は 2001 年以降相当程度行われている。

● 「法律の条文というのは、紙の上にならされているというだけでなく、実際にこれを適用できなければ仕様がありませんので、そのためには、何より証拠がきちんと集められなければなりません。」

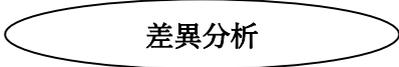
(自動車運転による死傷事犯の実態に即した対処をするための罰則の整備について 第2回会議 (令和2年2月4日開催) 議事録より)

➡期待する今回の検討のあり方

あるべき論



現状



1. 危険運転致死傷罪の創設（2001年）から20年超を経て、その現状（問題点）について然るべき再検証を行う必要があると考えます。

① 条文の表現が曖昧

「正常な運転が困難な状態」「進行を制御することが困難な高速度」「赤信号を殊更に無視」等

② 条文が曖昧だから立証が困難⇒捜査上（警察・検察）も困る⇒危険運転の適用漏れが多発⇒知見が溜まらない⇒士気が落ちる 悪循環

③ 現状の点検⇒すり合わせ⇒磨き（条文改正）

2. 氷山の一角にすらスポットが当たらない現状

① 交通事故は「全て」運が悪かった、悲劇に巻き込まれたと言うバイアス。

② 否認した者は許されて、自白した者だけが処罰されるという事が実際に起きている。

③ 飲酒運転、悪質な赤信号無視、一般道時速146km等で人を殺めても、あわよくば過失犯となり、最悪執行猶予にさえなる現実が放置されている。

*故意犯に問う事を訴えるカード（人・モノ・カネ）が揃う遺族は圧倒的に少ない。

人＝支援者、弁護士等 モノ＝科学的な証拠、報道による支援 カネ＝報酬等

*人知れず泣いている人は少なくないはず。

3. 被害者遺族である私も行動しています。政府にも真剣に向き合って頂きたい。

① 現場（警察官、検察官）における好事例の全国共有の徹底

② 法の矛盾への点検と考察⇒抜本的かつ現場の実務部隊目線での点検が不可欠

③ 警察官、検察官、裁判所が適切に社会通念上悪質な運転を危険運転致死傷罪で処理できるように、必要な条文改正の検討を指示

「被害者団体からの御意見・御要望」及び「考え得る対応・方策（案）」について

被害者団体からの御意見・御要望	考え得る対応・方策（案）
<p>1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大</p> <p>○ 次の行為を危険運転致死傷罪の対象とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコールを摂取した上での運転 ・ 薬物を摂取した上での運転 ・ 速度超過での運転 ・ 一方通行の逆走運転 ・ 過労運転、居眠り運転 ・ てんかん等の病気にかかった者で、①免許取得時に持病を申告しなかった場合、②運転を差し控えるべきとの医師の勧告に従わなかった場合、又は、③医師から服用を指示された薬を服用しなかった場合 ・ 無免許運転 ・ 無保険（自賠責保険）での運転 ・ 無車検車運転 ・ ひき逃げ ・ 悪質な前方不注意や脇見での運転（赤信号の見落としを含む） ・ 警察官の停止の求めを無視した運転 ・ その他悪質な運転 	<p>【対応・方策1】 危険運転致死傷罪における危険運転行為と同等の悪質性・危険性を有する運転行為について、新たに危険運転行為として追加する。</p> <p>【対応・方策2】 危険運転行為と同等とまではいえないが悪質性・危険性の高い運転行為により人を死傷させた場合について、自動車運転過失致死傷罪よりも重い法定刑とする罰則規定を設ける。</p> <p>【検討課題】 危険運転致死傷罪の新たな類型に加えるべきとされた運転行為等のうち、無免許運転等のように、人の死傷との間に直接の因果関係が存しない類型については、従来よりも重い処罰が可能となるような規定を設けることができるか検討する。</p>
<p>2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化</p> <p>「殊更に」、「進行を制御することが困難な高速度」などの評価的な構成要件を改めるべき。</p> <p>アルコールや高速度に関する適用基準を明確に数値化すべき。</p>	<p>【対応・方策1】 危険運転致死傷罪の構成要件のうち評価的な規定をより明確なものに改める。</p> <p>【対応・方策2】 危険運転致死傷罪の現行規定は改めず、その意義・解釈は裁判例の蓄積に委ねる。</p>

被害者団体からの御意見・御要望	考え得る対応・方策（案）
<p>3 ひき逃げをした場合の厳罰化</p> <p>ひき逃げを厳罰化して逃げ得が生じない法制度にすべき。ひき逃げを厳罰化すべき。</p> <p>飲酒運転を行って人を死傷させた上、ひき逃げした事犯に適用される新しい法律の制定や刑法での新しい手立てをすべき。</p> <p>国民がひき逃げ問題を認識できるよう、ひき逃げを刑法に規定すべき。</p>	<p>【検討課題】</p> <p>人を死傷させた後の行為について、従来よりも重い処罰が可能となるような規定を設けることができるか検討する。</p>
<p>4 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し</p> <p>法定刑を引き上げるべき（執行猶予を付さない制度とすることも含む）。</p> <p>自動車運転過失致死罪と自動車運転過失傷害罪の法定刑を区別すべき（自動車運転過失傷害罪について罰金刑を廃止する）。</p> <p>自動車運転過失傷害の刑の裁量的免除規定を廃止すべき。</p>	<p>【対応・方策1】</p> <p>自動車運転過失致死傷罪の法定刑を引き上げる。</p> <p>【対応・方策2】</p> <p>自動車運転過失致死罪の罰金刑を廃止する。</p> <p>【対応・方策3】</p> <p>自動車運転過失傷害罪の裁量的免除規定を廃止する。</p>
<p>5 その他</p> <p>悪質危険な運転行為自体を危険運転致死傷罪の予備的行為として処罰すべき。</p> <p>同乗者等の加功行為やあおり、唆しなどについて、共謀共同正犯とすべき。</p> <p>自動車運転過失致死傷罪と危険運転致死傷罪の罰則関係を一本化すべき。</p> <p>自転車の運転を危険運転致死傷罪の対象とすべき。</p> <p>準危険運転致死傷罪の創設は避けるべき。</p> <p>交通犯罪の法体系を根本的に見直すべき。</p> <p>今般の法改正を交通死傷被害をゼロを実現するためのものと位置付けるべき。</p> <p>車は一步間違えると凶器であることを認識できる法律とすべき。</p> <p>次期通常国会に改正案を提出すべき。</p>	